

若年ひとり親家庭等支援事業業務委託にかかる質問及び回答について

No.	質 問 内 容	回 答
1	募集要項4ページの4 募集資格等 (1)「大阪市内でのひとり親家庭の相談支援等」とありますが、生活困窮者自立相談支援事業等の、ひとり親家庭以外を対象とした相談支援実績も含まれるのでしょうか。	当該相談支援事業に対象者にひとり親家庭が含まれている場合は実績に含むことができます。 その場合、ひとり親家庭への相談実績が分かるように該当書類を提出してください。
2	仕様書1ページの2. 事業目的「区役所に出向かずとも必要な情報が得られるよう制度や事業の周知を強化する」とあるが、具体的にはどのような制度や事業の周知を想定されておりますか。	下記、本市HPに掲載している制度等を想定しています。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html
3	仕様書1ページの5. 業務内容 (ウ) 事業内容 (1) 若年ひとり親家庭を対象とした交流事業 ①交流事業 3の対象人数について、「20名以上を想定した規模の交流の場を年間3回以上設ける」という認識でよろしいでしょうか。もしくは年間3回以上で年間合計60名以上の来場者を確保する必要があるという認識でしょうか。	「20名以上を想定した規模の交流の場を年間3回以上設ける」ことを想定しています。なお、この交流の場については、直接、参集しての場となるようにしてください。 オンラインで交流の場を設ける場合、上記とは別途の開催をお願いします。
4	仕様書1ページの5. 業務内容 (ウ) 事業内容 (1) 若年ひとり親家庭を対象とした交流事業 ③広報周知に「若年ひとり親家庭の特性等を踏まえ」とありますが、貴市における若年ひとり親家庭の特性とは具体的にどのようなものを想定していますか。	下記に令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査の調査結果を掲載しておりますので、こちらをご参考ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000643091.html
5	交流の場の実施場所について、貴市内の行政施設（区役所、子育て支援センター）等の一部をお借りして実施することは可能でしょうか。	各区区民センターや愛光会館等の一部を利用しての実施が可能です。ただし、区民センターにつきましては、一般利用者と同様に、受託事業者で会場の予約、利用料の支払いを行ってください。 ※ 区民センターであれば、HPに料金の案内もございますので、ご参考ください。
6	当該事業については、公益事業の位置づけと判断されますが、法人定款に記載することや、独立の拠点区分を設定する必要はありますか。	当該事業として、独立の拠点区分の設定は求めておりませんので、各会計基準等に沿った処理をお願いします。 ただし、当該事業の会計が明瞭となるよう根拠資料等の整理をしたうえで実績報告をお願いします。
7	応募の際の提示金額により契約締結となりますが、契約金額を減額される場合はありますか。またそれはどのような場合ですか。	現時点での契約金額の減額は想定しておりません。 ただし、仕様書どおり事業が実施されないときなど減額される場合があります。
8	他団体との連携・協力により実施することが効果的であると考えられますが、連携にあたっての条件等がありますか。	特にございませ。